「富山県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（全体）

令和７年 12 月の国のガイドライン策定を踏まえ、**令和５年 12 月に策定した現行の県ガイドラインを改定**し、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示す**もの

※基本的には国ガイドラインの内容をベースとしつつ、国ガイドライン策定以降の内容や現行の県ガイドラインの内容を盛り込むなど、県ガイドラインの独自性にも留意

〔対象〕**公立の中学校が主な対象。**県立高等学校においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

（ただし、「Ⅱ 学校部活動の在り方」については、公立の中学校及び県立高等学校が対象）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念
2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
3 改革の方向性
（1）基本的方針
（2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
（3）留意事項

Ⅱ 学校部活動の在り方

1 学校部活動の位置づけ【県独自】
2 適切な運営のための体制整備
（1）学校部活動に関する方針の策定等
（2）指導・運営に係る体制の構築
3 適切な指導及び安全・安心の確保
（1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
（2）事故防止と事故への対応【県独自】
（3）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
（4）競技等の指導手引きの普及・活用
4 適切な活動時間・休養日等の設定
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
6 部活動の移動に関する安全確保のための対策【県独自】

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方
2 地域クラブ活動に関する認定制度　※詳細は別冊資料①を参照
（1）趣旨
（2）想定される認定の効果
（3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
（4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い
（5）持続可能で充実した地域クラブ活動の運営を目指した県全体の取組【県独自】

Ⅳ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備
（1）県・市町村における体制整備
（2）国･県･市町村･地域クラブ活動の運営団体･実施主体の役割分担
（3）地域クラブ活動の運営団体･実施主体による生徒が所属する中学校との連携
（4）関係団体・民間企業・大学等との連携
2 各種課題への対応
（1）運営団体・実施主体の整備等
（2）指導者の確保・育成
（3）活動場所の確保
（4）活動場所への移動手段の確保
（5）生徒の安全・安心の確保
（6）障害のある生徒の活動機会の確保
3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

Ⅴ 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
（1）大会等への参加の引率
（2）大会等の運営への従事
3 生徒の大会等の安全確保
4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

Ⅵ 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業
2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料①

地域クラブ活動に関する認定制度（「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を含む。）

「富山県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（主な内容）

Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念
○急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
○これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支え**、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
○障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境**を整備

2 取組の類型・名称
○「地域展開」と「地域連携（部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施）」をまとめて指し示す場合、「地域展開等」と表記

3 改革の方向性

（1）基本的方針
○**市町村が改革の責任主体**となり、改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を推進
○**県は、広域自治体としてリーダーシップを発揮**し、市町村に対するきめ細かな支援や広域的な基盤づくりを実施

（2）取組方針
【休日】改革実行期間（令和８年度～13 年度）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない市町村においても、前期（令和８～10 年度）の間に確実に休日の地域展開等に着手
【平日】各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

（3）留意事項
○地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なることから、地域の実情等に応じた多様な改革の推進 など

Ⅱ 学校部活動の在り方

1 学校部活動の位置づけ【県独自】
○生徒の自主的、自発的な参加により行われ、良好な人間関係の構築や責任感・連帯感の高揚など、教育的意義が大きい活動

2 適切な運営のための体制整備
○部活動数の適正化、顧問の教師の負担への配慮、**個人情報の適切な管理・取扱いに関する体制の整備** など

3 適切な指導及び安全・安心の確保

（1）暴力・暴言・ハラスメント等の根絶
○研修等の推進による未然防止の徹底、不適切事案発生時の迅速な対応・再発防止の徹底 など

（2）事故防止と事故への対応【県独自】
○**事故発生を未然に防止する万全なシステムづくり、事故発生時の対応**、学校の施設・設備等の計画的な安全点検 など

（3）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
○過度な練習等の防止、中・長期的な指導計画の作成、状況に応じた練習内容・計画の見直し など

4 適切な活動時間・休養日等の設定
○活動時間：平日は１日２時間程度、休日は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とする
○休養日：週２日以上、**年間 104 日以上（うち週末は 52 日以上）※年間の総量規制を設定【県独自】**

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
○競技・文化関係団体は、生徒や部活動指導者の過度な負担とならないよう、**大会等の数の上限の目安等を設定** など

6 部活動の移動に関する安全確保のための対策【県独自】
○令和８年５月に発生した磐越道バス事故を受けて**国から発出された通知などの内容を十分に踏まえ、生徒の安全が確保されるよう、対応を徹底**

Ⅲ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方
○地域クラブ活動は、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

2 地域クラブ活動の認定制度
※詳細は別冊資料①を参照

（1）趣旨
○競技力向上を主目的としたチーム等と区別するため、一定の**認定要件・手続等に基づき、市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

（2）認定の効果
○地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、クラブの生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 など

（3）認定要件
○適切な活動時間や休養日の設定、低廉な参加費の設定、適切な指導体制・適切な安全確保体制・運営体制の確保、学校等との連携 など**７つの要件**

（4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い
○未認定のクラブ活動についても、運営団体・実施主体において、中学校の生徒を対象とした活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動の実施を求める

（5）持続可能で充実した地域クラブ活動の運営を目指した県全体の取組【県独自】
○県教委において、**部活動の地域展開に係る会議を年１回以上開催し、市町村の取組の進捗状況等の確認・情報共有を行うとともに、課題解決に向けた協議**を実施
○市町村においては、地域クラブの認定制度を令和 10 年度末までに構築し、改革の推進を図る

「富山県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要③（主な内容）

Ⅳ　地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1　推進体制の整備

（1）県・市町村における体制整備　○教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を推進

（2）国･県･市町村等の役割分担

○【国】県や市町村へのきめ細やかな支援・周知広報、**【県】**広域自治体として**リーダーシップを発揮**、**【市町村】改革の責任主体**として地域展開に係る取組を丁寧に実施

（3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校との連携

○地域クラブ活動の活動方針・活動状況等の中学校への情報共有、学校施設の活用や従事を希望する教師の兼職兼業等の円滑な実施のための中学校との連絡調整　など

（4）関係団体・民間企業・大学等との連携

○指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等、行政側だけでは解決困難な課題への対応のため、関係団体、民間企業、大学等の協力を得ることが不可欠

2　各種課題への対応

（1）運営団体・実施主体の整備等、（2）指導者の確保・育成、（3）活動場所の確保、（4）活動場所への移動手段の確保、（5）生徒の安全・安心の確保、（6）障害のある生徒の活動機会の確保 の計**6項目について具体的な取組内容等を整理**

3　生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

○アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させ、活動の質の向上や課題の早期解決を図る

○県・市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、**地域クラブ活動に関する情報を分かりやすく生徒・保護者に提供**することが必要

Ⅴ　大会・コンクールの在り方

1　生徒の大会等の参加機会の確保

○大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、**認定地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進**（大会参加規程等の見直し）　など

2　大会等への参加の引率や運営体制の整備

○教師以外の者による大会の引率や大会等の運営への参画促進　など

3　生徒の大会等の安全確保

○生徒の安全面を最優先に考え、**適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫**等を実施

4　全国大会をはじめとする大会等の在り方

○生徒や保護者等の負担を考慮した**大会等の在り方や開催回数の見直し**　など

Ⅵ　関連する制度の在り方

1　教師等の兼職兼業　○地域クラブ活動の指導者として活動することを希望する教師等に係る兼職兼業の許可手続の円滑化　など

2　高校入学者選抜における取扱い　○学校部活動と地域クラブ活動で、高校の入学者選抜における取扱いに差異が生じないよう十分留意すること　など

別冊資料①地域クラブ活動に関する認定制度

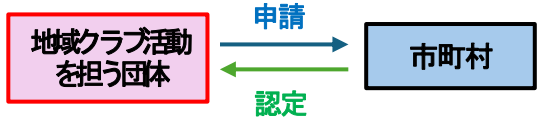
＜認定スキーム＞

・認定要件に基づき、**市町村が認定**を実施

・地域クラブからの申請を受け、市町村において審査のうえ、認定

認定後も市町村が適切に指導助言等を実施

※認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、市町村において設定



＜認定要件＞

①活動の目的・理念　⑤安全確保

②活動時間・休養日　⑥運営体制

③参加費等　⑦学校等との連携

④指導体制